

いこいの家利活用（最終案）について

1 利活用の基本的な考え方

いこいの家の利活用については、令和3年度転用を目途に関係各課で協議調整を進めてきたところであるが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響等によりスケジュールに変更が生じたため、転用開始の時期を1年間繰り延べて、令和4年度としている。

利活用の方針としては、利用状況、利便性とサービス向上、コストと受益者負担、築年、併設施設との関係性、周辺施設の状況等に加えて、高齢化社会の進行に伴う介護予防施策の充実を視点として、以下の3点を柱とする。

- (1) いこいの家に整備されてきた5か所の介護予防スペース（板橋・蓮根・前野・桜川・赤塚）については、各団体の活動場所を確保しつつ、介護予防やフレイル予防、健康づくり事業等の優先的な活動拠点とする。
- (2) 介護予防スペースの有料化と一般貸出の実施に合わせ、区民集会所等において、自主グループ等の活動場所としての利用料を減免することにより、地域における介護予防活動の促進と活動場所のすそ野を拡げる。
- (3) 地域における要望や施設の適正な配置から、地域包括支援センターの移転、整備を行い「板橋区版A I P」の深化・推進を図る拠点として活用する。

2 利活用方針の類型

利活用のパターンを、以下の5つの類型に位置付けた。

- A 介護予防事業等を優先して実施する施設として運用し、介護予防施策の充実を図る。
- B 他施設を移設または新設し、地域内の他ニーズへの対応を図る。
- C 区民集会所または地域センターに移管し、コミュニティ施設として運用する。
- D 併設施設の拡大による活用を行い、区民サービスの向上へつなげる。
- E 建物の用途廃止も視野に入れた資産活用等による経費節減を図る。

3 個別の活用方針（案）

名称	類型	活用方針	利活用後	築年
板橋	A	・介護予防事業優先スペースの拡充 ・フレイル予防、健康づくり事業等の推進拠点	介護予防事業優先施設	H2
蓮根	A	・介護予防事業優先スペースの存続 ・都営住宅内施設のため、将来的な活用を都と調整	介護予防事業優先施設	S53
桜川	A B	・介護予防事業優先スペースの拡充 ・圏域南端にある桜川地域包括支援センターの移設による適正配置	介護予防事業優先施設 地域包括支援C	S49
前野	A C	・介護予防事業優先スペースの存続 ・前野町三丁目集会所の代替の集会室	介護予防事業優先施設 地域C集会室	H7
大和	B	・圏域外にある富士見地域包括支援センターの移設による適正配置 ・併設する区民集会所は存続	地域包括支援C	S58
清水	B	・赤塚いこいの家廃止に伴う、訪問型生活支援サービス事業事務室(シルバー人材センター)を移設(行政財産使用許可)	地域包括支援C 訪問型生活支援ヘルパー事業	H21
中丸	C	・中丸児童遊園内集会所の代替の区民集会所 ・併設の熊野地域包括支援センターは存続	地域包括支援C 区民集会所	H6
なります	C	・成増地域集会室の代替として併設区民集会所を拡充	成増三丁目集会所	S56
仲宿	C	・併設する区民集会所を拡充	仲宿集会所	H3
舟渡	D	・企業活性化センターの機能を拡充	企業活性化C	H14
西台	E	・近隣の公共施設再整備への活用を軸に検討 ・西台高齢者在宅サービスセンターは2年度末閉鎖 ・併設する区民集会所を廃止	検討結果に基づき活用	H3
東新	E	・併設する区民集会所を含め、常盤台地区の公共施設の配置検討に沿って活用	検討結果に基づき活用	S57
赤塚	E	・跡地について資産活用を検討 ・訪問型生活支援サービス事業事務室(シルバー人材センター)は、清水いこいの家に移設	売却	S63

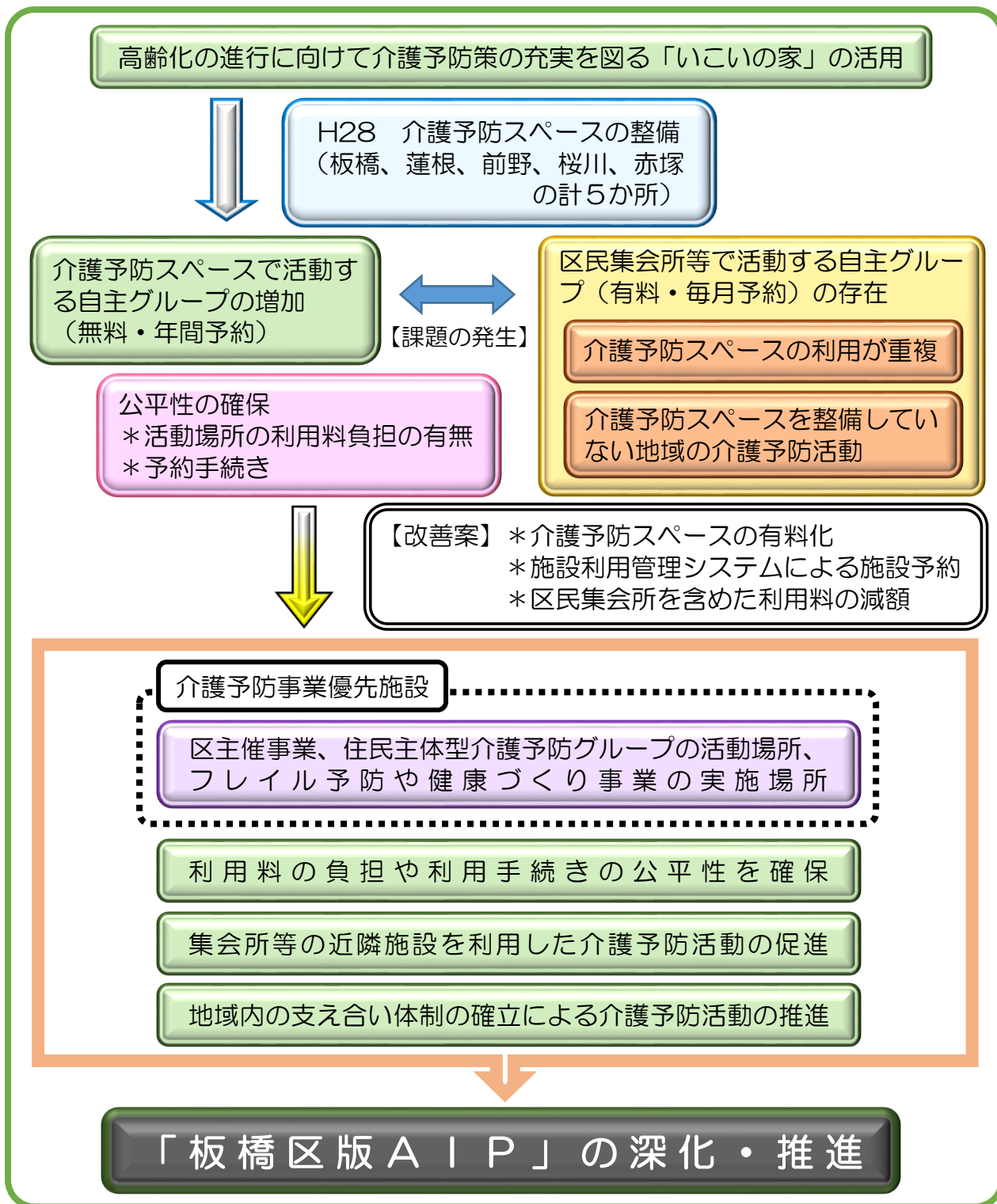
※ 赤塚地域の介護予防スペースについては、別途調整を進めており、その間の暫定的な活動場所の確保に努める。

4 フリースペースの確保

フリースペースについては、休憩、待ち合わせ等一時的に利用する場所とし、お茶や新聞の提供等を行わない形態で、可能な範囲で維持する。

廃止施設等、フリースペースを確保することが困難な施設については、近隣の地域センターやホール等の区施設のロビー等を活用する。(例：舟渡ホール等)

5 介護予防事業優先施設



6 今後のスケジュール

令和3年4月	区議会 健康福祉委員会報告
5月～	利用者への説明(関係支部町会長会議、区民向け説明会)
12月	いこいの家廃止条例案提出
令和4年3月末	いこいの家廃止
4月～	必要に応じて改修を実施した後、転用開始